

2022年3月13日

会 員 各位
加盟団体 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会
推 薦 委 員 会

推薦主体変更のお知らせ

推薦者を日本スポーツ協会に一本化することについて、本年4月1日から施行されることになりましたのでお知らせします。

以下の推薦主体は「日本スポーツ協会の加盟地方団体」から「日本スポーツ協会」に変わります

1. 18歳以上20歳未満の者が猟銃の所持の許可を受けようとする場合
2. 現に猟銃を所持している射撃競技選手が、技能講習を修了することなく、同種類の猟銃の所持の許可又は更新を受けようとする場合
3. 10歳以上18歳未満の者が空気銃（空気拳銃を除く。）を所持するため、年少射撃資格の認定を受けようとする場合
4. 21歳以上25歳未満の者が猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする場合

<会員の皆様へ>

ご自身が行う推薦申請などは特に変更ありません。すべての推薦書の推薦者欄に記載される団体名は「公益財団法人日本スポーツ協会」になります。

なお、18、19歳小口径ライフル銃と低年者の空気拳銃の所持に関する推薦書は2通を公安委員会へ提出していましたが、今後は1通になります。

ただし、同種類のライフル銃を追加所持する場合は、従前通りライフル銃の所持に関する推薦と技能講習の免除に関する推薦の両方が必要です、お間違いのないように手続きしてください。

<加盟団体推薦担当者へ>

申請者が加盟する団体と申請者住所地が違う場合の推薦は、加盟団体から申請者住所地の都道府県ライフル射撃協会／連盟を経由して本協会に申請されていましたが、上記の理由により4月からは加盟団体での1次審査後は本協会の審査となります。現在、ニチラネットシステムを改変中です。

推薦の種類によっては都道府県体育／スポーツ協会から住所地の都道府県ライフル射撃協会／連盟あてに送られる推薦書と本協会から加盟団体あての2系統でしたが、今後は後者へ統一されます。

